

令和元年6月28日

平成 30 年度独立行政法人労働者健康安全機構
調達等合理化計画の自己評価

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を定めた。

調達等合理化計画に基づく平成 30 年度の調達に係る自己評価については下記のとおりである。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 労働者健康安全機構における平成 30 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 2,623 件、契約金額は 822.8 億円である。また、競争性のある契約は 2,328 件(88.8%)、789.9 億円(96.0%)、競争性のない随意契約は 295 件(11.2%)、32.9 億円(4.0%)である。

前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では 25 件(9.3%)増加し、金額も 3.6 億円(12.3%)増加している。件数が増加した主な要因は、非常用発電装置故障に伴う早急な対応を含む修繕保守(設備・情報システム)、複数年契約の更新時期にあった賃借料(宿舍)の契約が増加したこと等によるもので、金額が増加した主な要因は、上記と同様に複数年契約の更新時期にあった賃借料(宿舍)の契約が増加したこと等によるものである。

表1 平成 30 年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(73.8%) 1,827	(84.0%) 726.1	(73.7%) 1,932	(82.9%) 682.3	(5.7%) 105	(△ 6.0%) △43.8
企画競争・公募	(15.3%) 379	(12.6%) 109.0	(15.1%) 396	(13.1%) 107.6	(4.5%) 17	(△ 1.3%) △ 1.4
競争性のある契約(小計)	(89.1%) 2,206	(96.6%) 835.1	(88.8%) 2,328	(96.0%) 789.9	(5.5%) 122	(△ 5.4%) △45.2
競争性のない随意契約	(10.9%) 270	(3.4%) 29.3	(11.2%) 295	(4.0%) 32.9	(9.3%) 25	(12.3%) 3.6
合計	(100%) 2,476	(100%) 864.4	(100%) 2,623	(100%) 822.8	(5.9%) 147	(△ 4.8%) △41.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

(2) 労働者健康安全機構における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者以下の契約件数は 878 件(39.5%)、契約金額は 445.9 億円(58.6%)である。

前年度と比較して、件数では 173 件(24.5%)増加し、金額では 257.7 億円(136.9%)増加している。件数が増加した主な要因は、業務委託(診療部門)、機器購入(情報システム)、修繕・保守(医療機器)、賃借(医療機器)の契約が増加したこと等によるものである。金額が増加した主な要因は、業務委託のうち特に業務委託(SPD 管理業務)及び営繕工事の契約が

増加したこと等によるものである。

表2 平成30年度の労働者健康安全機構の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	1,403 (66.6%)	1,342 (60.5%)	△61 (△4.3%)
	金額	604.7 (76.3%)	315.2 (41.4%)	△289.5 (△47.9%)
1者以下	件数	705 (33.4%)	878 (39.5%)	173 (24.5%)
	金額	188.2 (23.7%)	445.9 (58.6%)	257.7 (136.9%)
合計	件数	2,108 (100%)	2,220 (100%)	112 (5.3%)
	金額	792.9 (100%)	761.1 (100%)	△31.8 (△4.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

二者応札・応募の改善努力を継続するために、平成28年度に実施した調達案件の入札説明書を受け取ったものの応札(応募)しなかった者に対するアンケート調査を踏まえ、調達等合理化検討会において策定した改善策【①公告期間の延長(20営業日以上)②資格要件の見直し③仕様書の見直し④合理的な統合・分割等⑤入札から履行までの十分な期間の確保】への取組状況についてフォローアップの調査を平成29年度に引き続き実施し、調達等合理化検討会において改善事例や今後の取り組むべき課題等について取りまとめた。

結果として、上記(1)の表2のとおり、1者以下の応札は件数及び金額ともに増加したが、主要因は、件数については業務委託(診療部門)、機器購入(情報システム)、修繕・保守(医療機器)、賃借(医療機器)の契約が増加したこと等、金額については業務委託(SPD管理業務)及び営繕工事の契約が増加したこと等によるものである。

また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、それを各施設にフィードバックし情報共有を図ることで、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随契を除く)については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を年間5件以上行うことを目標とし、浜松労災病院、中部労災病院、山陰労災病院、愛媛労災病院、北海道せき損センターの5施設において実施した。

4. 推進体制等

調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総

括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随契を除く)については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行い推進体制の確立に努めた。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国労災病院会計・用度・管理課長会議」(平成 30 年9月7日)、「会計業務打合せ」(平成 30 年 10 月1日～2日)においても周知・徹底した。